

SDGs保証



SDGsに賛同する中小企業者の持続可能性社会実現に向けたトライアルを応援する保証制度です。



最長5年間の
トライアル

本制度は短期継続融資を活用し、初回・継続あわせて最長5年間キャッシュアウトしないため、安心して事業に専念できます。



選ばれる
企業に

SDGsに賛同し本制度を利用してESGに取り組むことで真の企業価値の向上につながります。



目標達成で
保証料割引

初回利用時に立てた目標が達成した場合、次回継続手続き時以降、保証料率を一律0.1%割引。事業性を評価します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>5 ジェンダー平等を實現しよう</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>2030年に向けて 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です</p>

※SDGs(持続可能な開発目標)とは、持続可能な開発のための17のグローバル目標と169のターゲットからなる国連の開発目標。

※ESGとは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)の頭文字。こうした分野への投資が持続可能な社会の実現や企業自身の長期的な成長につながるとの考え方が浸透しています。



きっかけは、その保証でありたい

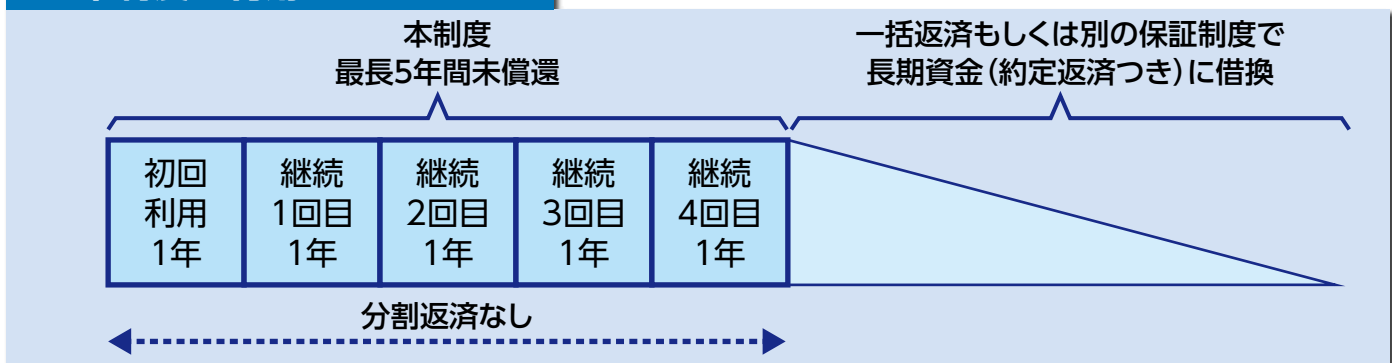
滋賀県信用保証協会





対象者・資格要件	次のすべての要件を満たす保証対象中小企業者の方 (1) 滋賀県信用保証協会(以下、保証協会という。)の保証対象要件に該当する中小企業者で、1期(6か月)以上の決算を実施している法人。 (2) 申込時点において保証協会の保証利用があること、もしくは申込金融機関で融資取引があること。 (3) 初回利用時、直近の決算の自己資本比率が20%以上あること。 (4) 既保証付融資が条件変更等の返済緩和を実施していないこと。 (5) SDGs(持続可能な開発目標)に賛同のうえ、自社独自のSDGs宣言をし、かつ社会的課題の解決や未来社会の実現のために本資金を導入して本業を通じて達成したいと考えている目標を有していること。																				
保証限度額	3,000万円以内(申込額は10万円単位とする。1金融機関1口限りとする。)																				
資金用途	事業資金(実需資金に限り、既存融資の借換は認めない。不動産取得資金は除く。)																				
保証期間	12か月以内とする(原則として12か月)																				
貸付形式	手形貸付または証書貸付																				
返済方法	一括返済																				
貸付利率	金融機関所定利率																				
担保	必要に応じて																				
連帯保証人	原則として、法人の代表者以外は不要																				
保証料率	(1) 基準保証料率 初回保証利用時または継続時の通常の保証料率は、下表のとおりとする。(単位:%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table> (2) 保証料割引 継続時、本資金導入の前向きな成果が客観的に捉えられた場合、0.1%の保証料割引を適用 有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能	カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9												
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45												
必要書類	(1) 資格要件確認票兼推薦書(様式第1号) (2) わが社のSDGs(持続可能な開発目標)宣言書(様式第2号) (3) わが社のSDGs(持続可能な開発目標)達成報告書(様式第3号) (4) 本資金導入の前向きな成果が客観的に捉えられる資料(継続時、保証料割引適用確認書類)																				
初回利用受付期間	2019年4月1日~2021年3月31日																				

本制度ご利用のイメージ



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



●お問い合わせ

保証部 保証第1課・保証第2課

TEL (077)511-1321/1322

FAX (077)524-7030

<http://www.cgc-shiga.or.jp>

滋賀県信用保証協会

検索